

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件（案）（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 69 条第 1 項において、事業者は、労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置（以下「健康保持増進措置」という。）等を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないこととされている。
また、法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、労働者の健康保持増進措置を適切かつ有効に実施していくために、その原則的な実施方法を定めた「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年 9 月 1 日健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）を公表している。
- 高年齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえ、政府において、がん検診の推進等を通じた「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととされている。
- 労働者については、健康保持増進措置等の枠組みを活用し、事業場における疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図るとともに、疾病の治療が必要な労働者が離職せずに働き続けられるよう、治療と就業の両立支援につなげていく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、「事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会」を開催し、事業場における労働者の健康保持増進の在り方について検討を行い、令和 8 年 8 月 21 日に検討会報告書を公表したところであり、当該報告書で示された、指針に盛り込むべき見直し事項に沿って、指針について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 別添新旧対照表のとおり。

3. 根拠条項

- 法第 70 条の 2 第 1 項

4. 公示日及び適用日

- 令和 8 年 10 月（予定）